「公正採用選考人権啓発推進員」を 選任されていますか?

「公正採用選考人権啓発推進員」は、公正な採用選考システムの確立や人権啓発 研修の実施など、社内の人権啓発に関する中心的な役割を担っていただく方です。

Q1 推進員の選任対象となる事業所は?

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以上である事業所
- (2) (1) のほか、<u>公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると</u> 認**める事業所**
- (3) 職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う事業所

Q2 誰が推進員になるのか?

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考など人事管理に関する事項について相当の権限を有する方から1名を選任してください。

例) 人事担当の部・課長級以上の役職の方

Q3 推進員の役割は?

推進員は、次の事項について事業所内における中心的な役割を果たすものとされています。

- (1)公正な採用選考システムの確立を図ること
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること
- (3) その他、事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

Q4 なぜ推進員を選任する必要があるのか?

推進員制度は、憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等の確保という理念に基づく制度です。推進員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、それを社内で普及してもらうこと、また公正採用選考を行う体制を確立してもらうことを通じて、この理念の実現を目指しています。推進員制度へのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

Q5 推進員を選任したらどうすればいいか?

推進員を新たに選任した場合や推進員を変更した場合は、ハローワークに必ずご報告をお願いします。

ハローワークでは、推進員を対象とした研修会の開催や社内研修用のDVD貸出など 行っています。推進員の知識向上等のために、ぜひお役立てください。

詳しくは、ハローワーク飯田橋 雇用指導部門(9階)にお尋ねください。 【問い合わせ先】TEL03-3812-8781(ダイヤルイン) FAX03-5684-7068